

# WEB版 新・相続対策マスター

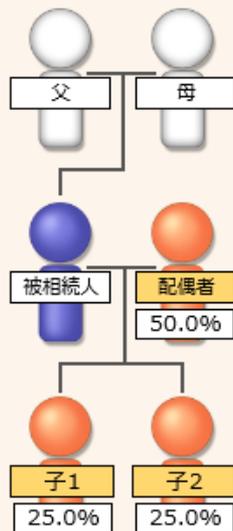
## 活用事例

(生前贈与編)

法定相続人以外で相続させたい人を選択して下さい。



- 被相続人
- 法定相続人
- 法定相続人以外
- 死別・離別
- 内縁など



## 基本情報

Q、配偶者はいますか？ 『いる』

Q、あなたは初婚ですか？ 『はい』

Q、配偶者の遺族生活資金の過不足をもとめますか？  
『いいえ』

Q、現在の配偶者との間に子供はいますか？  
『いる』 ⇒ 『2人』

Q、配偶者以外で子供はいますか？  
『いない』

Q、子供の生死と孫の人数  
⇒ 子1\_2  孫 ⇒ 『0人』

Q、養子はいますか？ 『いない』

Q、両親はいますか？ 『いない』

Q、兄弟姉妹はいますか？ 『いない』

Q、ご家族以外の財産を残したい人はいますか？ 『いない』

[基本情報へ戻る](#)

# 相続財産の一覧

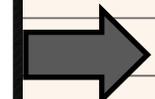
財産の種類	財産の評価額の参考		財産の評価額
自宅用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	<a href="#">入力金額の解説</a>	2,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	<a href="#">入力金額の解説</a>	0 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	<a href="#">入力金額の解説</a>	0 万円
自社株 (出資評価額)		<a href="#">+ 自社株の入力</a>	0 万円
上場株式・有価証券		<a href="#">+ 保有株式数</a>	7,500 万円
預貯金			20,000 万円
死亡退職金		<a href="#">+ 死亡退職金の入力</a>	0 万円
生命保険金		<a href="#">+ 生命保険金の入力</a>	7,500 万円
自社法人への貸付金			0 万円
その他の財産		<a href="#">+ 時価の7割)</a>	3,000 万円
▲借入金等			0 万円
合計			40,000 万円

生命保険 ×

「契約者」「被保険者」が被相続人の契約を入力してください。

受取人	保険金額	評価金額
★配偶者	3,000 万円	2,500 万円
★子1	3,000 万円	2,500 万円
★子2	3,000 万円	2,500 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円
★配偶者	0 万円	0 万円

[決定](#)



[被相続人の家族構成図へ戻る](#)

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

[財産分割情報](#)

# 相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2
自宅用の土地・建物	2,000	2,000	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
その他の土地・建物	0	0	0	0
自社株（出資評価額）	0	0	0	0
上場株式・有価証券	7,500	7,500	0	0
預貯金	20,000	5,000	7,500	7,500
死亡退職金	0	0	0	0
生命保険金	7,500	2,500	2,500	2,500
自社法人への貸付金	0	0	0	0
その他の財産	3,000	3,000	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
<b>合計（課税金額）</b>	<b>40,000</b>	<b>20,000</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>



# 各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2
各人の課税金額	40,000	20,000	10,000	10,000
各人の相続税額 	9,220	4,610	2,305	2,305
実際の納付税額 	4,610	0	2,305	2,305
実効税率	11.6%	0.0%	23.1%	23.1%
換金性資産額 	36,500	15,500	10,500	10,500
納税資金不足額 	0	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額 	0	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額 	6,610	0	3,305	3,305

全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。

※半値金額（千円・万円）未満は切り捨てて表示しているため、それと

生前贈与による税額比較

二次相続の簡易計算

子に遺す預貯金が各7,500万円あるので  
生前贈与のシミュレーションを行い、  
税額比較を提示しましょう！

## 生前贈与による税額比較

贈与する人数  人

うち20歳以上の直系卑属の人数  人

贈与する金額  万円

贈与する期間  年

累計贈与額 2,200万円

贈与税合計 0万円

実効税率

### 贈与を使用した場合の比較

#### ◆贈与を使用しない場合（相続税のみ）

相続財産額 40,000万円

納付税額 4,610万円

実効税率 11.5%

#### ◆贈与を使用する場合（相続税 + 贈与税）

相続財産額 37,800万円

贈与額合計 2,200万円

相続税額 4,225万円

贈与税合計 0万円

納付税額計 4,225万円

実効税率 10.6%

[相続税の結果へ戻る](#)

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。  
また、税制による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

子供2人に10年間、**110万**の生前贈与を行うことで

**385万円**の税額軽減が行えます。

(4,610万円 - 4,225万円)

## 生前贈与による税額比較

贈与する人数  人

うち20歳以上の直系卑属の人数  人

贈与する金額  万円

贈与する期間  年

累計贈与額 6,200万円

贈与税合計 400万円

実効税率 6.5%

### 贈与を使用した場合の比較

#### ◆贈与を使用しない場合（相続税のみ）

相続財産額 40,000万円

納付税額 4,610万円

実効税率 11.5%

#### ◆贈与を使用する場合（相続税 + 贈与税）

相続財産額 33,800万円

贈与額合計 6,200万円

相続税額 3,525万円

贈与税合計 400万円

納付税額計 3,925万円

実効税率 9.8%

[相続税の結果へ戻る](#)

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。  
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

子供2人に10年間、**310万**の生前贈与を行うことで

**685万円**の税額軽減が行えます。

(4,610万円 - 3,925万円)

## 生前贈与による税額比較

贈与する人数  人

うち20歳以上の直系卑属の人数  人

贈与する金額  万円

贈与する期間  年

累計贈与額 10,200万円

贈与税合計 1,100万円

実効税率 10.8%

### 贈与を使用した場合の比較

#### ◆贈与を使用しない場合（相続税のみ）

相続財産額 40,000万円

納付税額 4,610万円

実効税率 11.5%

#### ◆贈与を使用する場合（相続税+贈与税）

相続財産額 29,800万円

贈与額合計 10,200万円

相続税額 2,825万円

贈与税合計 1,100万円

納付税額計 3,925万円

実効税率 9.8%

[相続税の結果へ戻る](#)

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。  
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

子供2人に10年間、**510万**の生前贈与を行うことで  
**685万円**の税額軽減が行えますが、  
税額軽減額は**310万円贈与の場合と同じ**です。

著作・制作:

SHAFT

株式会社シャフト

1. 本資料の著作権は、株式会社シャフトが保有しています。
2. 本資料は著作権法による保護を受けており、本資料の利用者は、本資料の全部又は一部を株式会社シャフトの許諾なく無断で利用できません。
3. 本資料の内容の改ざん・Copyrightの削除・ロゴマークの改変を行うことは禁じられています
4. 本資料へのお問い合わせについては、株式会社シャフトまでご連絡ください。

〒531-0071 大阪市北区中津1-2-18 ミノヤビル7階  
TEL:06-6375-8520 FAX:06-6374-7887  
URL <http://www.shaft-creations.com/>

『FP塾』  
URL <http://www.fp-school.com/>